

# 松山商業高等学校メタバース構築・運用委託業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

松山商業高等学校メタバース構築・運用委託業務

## 2 業務目的

本業務は、松山商業高等学校における「DX ハイスchool」事業の一環として、同校を模したメタバース空間を構築することを目的とする。

構築した空間は、生徒の主体的な学びや、学校外の人材との交流を促進する環境基盤として活用し、将来的にはウェブマーケティング等の実践的な学習活動の展開を見据えるものである。あわせて、学校行事等においても活用し、学校の魅力発信及び教育効果の向上を図る。

## 3 委託期間

契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

### ( 1 ) メタバースの構築

#### ア 基本機能

- ・ web プラウザ上で動作し、PC・スマートフォン・タブレットから利用可能であること。加えて VR 器具からも閲覧可能とすること。
- ・ 同時接続数は 50 人以上を確保すること。
- ・ ポイスチャット及びテキストチャット機能を有し、利用者間で円滑なコミュニケーションが可能であること。
- ・ 資料共有(画面共有等)機能を作成すること。
- ・ Google Analytics 等の解析ツールと連動し、来場者数や利用状況の把握が可能であること。
- ・ 学校の管理者アカウントを用意すること。
- ・ 利用者はアカウント作成して参加できること。利便性のため、Google・Apple・LINE・Microsoft 等のソーシャルログインも利用可能とすること。  
また、アカウントを作成せずともアクセスできる機能を備えること。
- ・ Web プラウザ上にも CMS 画面を作成し、空間内的一部コンテンツの差し替えや編集を可能とすること。
- ・ 来場者が松山商業高等学校の魅力を直感的に理解できる空間を構築すること。

### ( 2 ) メタバース設置期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、松山商業高等学校メタバースは松山商業高等学校の学校行事等において、VR 機器を用いて閲覧ができること。ただし、イベントのアテンドは本業務の範囲に含まない。

### (3) メタバースを活用した授業の実施

- ・構築したメタバースを利用した授業を、松山商業高等学校と協議のうえ実施すること。
- ・授業は松山商業高等学校との協議の上、松山商業高等学校から指定された日に実施すること。
- ・VR 器具「Meta Quest 3」を用いた授業内容も可とする。

## 5 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、いずれも委託者による検収をもって納品完了とする。

- (1) 松山商業高等学校メタバース利用環境一式
- (2) 業務完了報告書一式

## 6 保守対応

松山商業高等学校メタバースの保守対応として、設置期間中は安定運用を前提とし、特に委託者より不具合等の連絡があった場合には、受託者は2営業日以内に状況を確認するものとする。

対応の要否や内容については、委託者と受託者の協議により定める。

## 7 業務実施体制

受託者は、業務遂行に必要な責任者を置き、適切な体制を構築すること。また責任者及び事務担当者の業務範囲についても明らかにすること。

## 8 守秘義務

受託者は、本業務の実施にあたり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

## 9 著作権の取扱い

(1) 本業務の履行により制作した成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。

ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等に係る著作権等についてはこの限りではない。

(2) 前項の規定にかかわらず、本業務の成果物の一部であって、汎用的なもののに存する著作権に限っては、受託者に帰属するものとする。

なお、委託者は、当該受託者に留保される著作権に係る成果物の利用について、当該成果物の利用に必要な範囲で無償かつ無期限で利用することができ、当該利用につき受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとし、納品後、追加使用料等を必要としないものとする。

## 10 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

( 2 ) 本仕様書に定めのない事項、または業務遂行上疑義が生じた場合は、都度委託者と協議のうえ決定するものとする。